

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和3年6月19日 04時00分ごろ
発生場所	島根県松江市九島北北西方沖 七類港九島灯台から真方位336° 2.4海里付近 (概位 北緯35° 37.1' 東経133° 13.4')
事故の概要	漁船第六十六浦郷丸は、東南東進中、機関室が浸水した。
事故調査の経過	令和3年8月10日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第六十六浦郷丸、228トン
船舶番号、船舶所有者等	130848、浦郷水産株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 機関長、五級（機関）（履歴限定、機関限定）
負傷者	なし
損傷	主機に濡損
気象・海象	気象：天気 雨、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、漁獲物約45tを積載し、水揚げの目的で、境港に向けて東南東進中、機関室の点検に向かった機関員が主機のフライホイールの1/3付近まで機関室が浸水しているのを発見した。</p> <p>本船は、機関長が浸水原因を調査したが原因が分からず、可搬式水中ポンプで機関室の海水を排水し、境港まで自力航行して水揚げを行った後、境港にある鉄工所に入渠した。</p> <p>本船は、鉄工所の職員が調査したところ、'ビルジポンプの呼び水（ポンプで揚水する際、水を導く目的でポンプケーシング内をあらかじめ水で満たしておくための水）用の止水弁'（以下「本件止水弁」という。）が開放状態となっており、呼び水用の海水がビルジポンプケーシング内に流入し、その後逆流して機関室船底部にあるビルジ吸引口から機関室に浸入したことが判明した。</p> <p>ビルジポンプの呼び水は、発電機用原動機の冷却海水船底取入れ口付近から分岐し、水圧によって本件止水弁を経由してビルジポンプケーシング内に導かれるようになっていた。</p> <p>機関長は、漁場を離れた後、機関室内のビルジを排出しようとして本件止水弁を開放し、同ポンプを始動しようとしたものの、電源を入れてもポンプが回らなかったため、境港に入港してから原因を調査しようと思い、本件止水弁を閉め忘れて機関室を出たことを、本事故後</p>

	<p>に思い出した。</p> <p>ビルジポンプは、本事故後、鉄工所の職員が点検したところ、ビルジこし器の網が腐食して破れ、ポンプの羽に手袋等のゴミが挟まって回転できない状態であったことが判明した。</p>
分析	<p>本船は、本件止水弁が開放された状態で東南東進中、海水が、ビルジポンプケーシング内に流入し、その後逆流して機関室船底部にあるビルジ吸引口から機関室内に入ったことから、機関室が浸水したものと推定される。</p> <p>本船は、機関室内のビルジの排出作業が行われた際、本件止水弁が、開放され、その後閉められなかったことから、開放された状態となっていたものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、本件止水弁が開放された状態で東南東進中、海水が、ビルジポンプケーシング内に流入し、その後逆流して機関室船底部にあるビルジ吸引口から機関室内に入ったため、機関室が浸水したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関室でビルジ及び海水管系統の作業にあたる者は、作業で止水弁等を開放等した場合には、作業終了後、忘れずに元の状態に戻しておくこと。 ・ 海水系統のこし器は、定期的に開放・点検し、必要に応じて整備を行うこと。 ・ 機関室には、高位ビルジ警報装置を取り付けることが望ましい。